

令和8年度信州で暮らそうオンライン日本語教室事業
日本語教師公募要領

長野県県民文化部県民政策課

長野県県民文化部県民政策課では、令和8年度信州で暮らそうオンライン日本語教室事業において日本語指導に携わる日本語教師を次のとおり募集します。

1 事業の目的

外国人県民が県内のどこに住んでいても生活のための日本語や日本文化、生活習慣・ルールを地域住民との交流を通じて学ぶことができる場をオンラインで提供することにより、外国人県民が日本語で意思疎通を図り、地域社会の一員として暮らすことができるよう支援する。

2 教室概要

- ・下記の2クラスを実施する。
- ・各クラスはオンライン授業1回90分×19回、地域住民等との交流を目的とした課外活動1回で構成する。
- ・オンライン授業は、オンライン会議システム（Zoom）等を用いて実施する。
- ・各クラスは、県で創出と普及を進めている、日本語教育人材が連携して運営する「人材連携型教室」^(※)の形式で実施する。

※「人材連携型教室」とは、日本語教育人材（コーディネーター、日本語教師、日本語交流員）が連携した、学習機会と地域社会とのつながりを提供できる多文化共生の拠点となる日本語教室です。人材連携型教室での指導経験がない方は、長野県が作成した「長野県日本語交流員養成初期研修ワークブック」を熟読することを推奨します。

【掲載先】 https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/koryuin_curriculum_kyozai.html

(1) 生活日本語クラス（話す）

スケジュール	オンライン授業 (全19回)	令和8年10月6日（火）～12月11日（金） 毎週火曜日及び金曜日 午後7時30分から午後9時まで ※11月3日（火）を除く
	課外活動（1回）	授業期間中の土曜日または日曜日に実施
到達目標	・生活のために必要な日本語を理解し、相手に伝えることができる。 ・長野県の地域特性等を理解し、地域で暮らすことができる。	
対象	・ひらがなが読める人 ・簡単な挨拶ができる人 ・単語で簡単なやり取りができる人 ・長野県での生活について知りたい人（レベル：初級前半程度）	
使用教材	・『できる？できた！！くらしのにほんご』（兵庫県国際交流協会） ・長野県の地域特性を理解し、地域で暮らすために必要な知識を学ぶオリジナル教材（県の概要、地域特性、生活習慣・ルール、交通、防災、医療、地域コミュニティ等に関する内容を含む。）	

(2) 生活日本語クラス（読む・書く）

スケジュール	オンライン授業 (全 19 回)	令和 9 年 1 月 8 日（金）～ 3 月 16 日（火） 毎週火曜日及び金曜日 午後 7 時 30 分から午後 9 時まで ※ 2 月 23 日（火）を除く
	課外活動（1 回）	授業期間中の土曜日または日曜日に実施
到達目標	・生活のために必要な日本語を読んで理解し、書いて相手に伝えることができる。 ・長野県の地域特性を理解し、地域で暮らすことができる。	
対象	・ひらがな、カタカナの読み書きができる人 ・日本語で簡単なやり取りができる人 ・長野県での生活について知りたい人（レベル：初級後半程度）	
使用教材	・『できる？できた！！くらしのにほんご』（兵庫県国際交流協会） ・長野県の地域特性を理解し、地域で暮らすために必要な知識を学ぶオリジナル教材（県の概要、地域特性、生活習慣・ルール、交通、防災、医療、地域コミュニティ等に関する内容を含む。） ・多読のための読み物	

3 活動内容等

- ・教室における日本語学習者に対する日本語指導
- ・『できる？できた！！くらしのにほんご』（兵庫県国際交流協会）及び長野県の地域特性を理解し地域で暮らすためのオリジナル教材を用い、学習者の日本語によるコミュニケーション能力の向上及び地域社会への参加促進に資する指導を行う。
- ・生活日本語クラス（読む・書く）においては、上記に加え、多読用教材を活用した学習活動を実施する。
- ・教室における日本語交流員との連携、授業内での役割分担及び活動内容の説明
- ・長野県が配置するオンラインコーディネーターによるシラバス作成への協力
- ・教室内容の検討会議等への出席（オンライン又は参集により複数回実施予定）
- ・各授業の前後に実施するコーディネーター及び日本語交流員等との打合せへの参加
※打合せは、授業前 15 分、授業後 15 分の計 30 分を予定

4 応募対象者

以下の(1)～(4)、すべてを満たす長野県在住の方とします。

ご不明な点がございましたら、県民政策課までお問い合わせください。

(1) 次のいずれかに該当すること

- ①登録日本語教員
 - ②出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」第 1 条第 1 項第 13 号イ～ハいずれかに該当する者
 - ③出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」に規定する「日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了した者」に該当する者（学士の学位を有することは求めない。）
- (2) 日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムを行えること。
- (3) 地域の日本語教育に格別の意欲をもっていること。
- (4) 応募時点でオンライン授業 10 回以上に参加できること。なお、生活日本語クラス（話す）又は生活日本語クラス（読む・書く）のいずれか一方のみのご応募も受け付けます。

- 4 募集期間
令和8年8月12日（水）午前10時から令和8年8月26日（水）まで
- 5 募集人数
若干名
- 6 申込方法
ながの電子申請サービスによりお申込みください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=75991
- 7 謝金等
 - (1) 謝金
3,000 円／時間
各授業につき1時間分の準備に係る謝金を支給します。
会議等への出席に係る謝金については、実績に応じて支給します。
 - (2) 旅費
会議や課外活動等に参加する場合は、費用弁償を支給します。
なお、支給に当たっては、「県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則」（昭和33年長野県規則第60号）の規定によります。
- 8 選考
 - (1) 選考方法
書類審査合格者に対し、8月末から9月上旬にWEBによる個別面接を実施します。
 - (2) 選考基準
業務を行うための必要な経験や知識等の要件を満たしているか、当日本語教室の日本語教師としてふさわしいかという基準で総合的に判断します。なお、選考において、長野県が実施した「令和6年度日本語教師のための地域日本語教育研修」又は「令和7年度日本語教師のための地域日本語教育研修」の修了者は加点対象となります。
 - (3) 選考結果の通知
選考結果は応募時に登録したメールアドレスに通知します。（書類選考を実施した際も同様です）
については、応募時は必ず連絡の取れるメールアドレスを登録してください。
- 9 その他
提出いただいた応募書類の個人情報は本事業の目的の範囲内のみで使用し、その他の目的には使用しません。
- 10 問い合わせ先
長野県県民文化部県民政策課多文化共生係
電 話 026-235-7132
電子メール tabunka@pref.nagano.lg.jp

参考 1

日本語交流員

日本語交流員は、「日本語学習を支援する者としての基礎的知識を備えつつ、外国人と地域をつなぎ、共生を支援する役割を担う人材」のことです。長野県では日本語交流員を養成するための研修を実施しており、当日本語教室へ派遣される日本語交流員は県が実施する研修を修了した方です。

参考 2

出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者